

サーモビュー
Thermoview
CPA-L25TV / CPA-L50TV

レンタルサービス

店舗・施設やイベント会場などで来訪者の体表面温度を測定する高精度サーモグラフィカメラをレンタルでご利用いただけます。

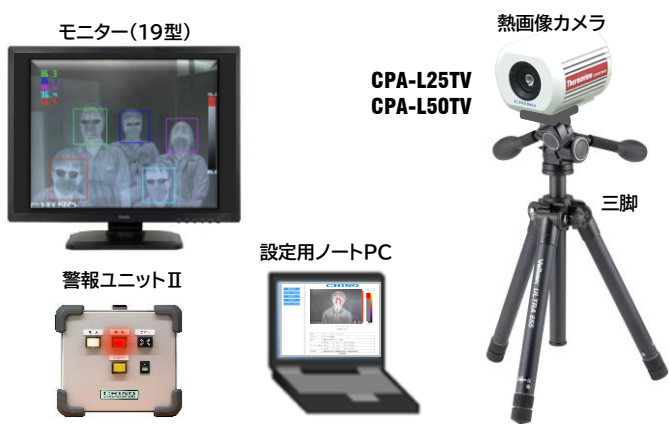
[Thermoview レンタルサービスのメリット]

1. 最新の機種をご用意
2. 貸出前に温度の校正を行い精度保証
3. 設置時の技術サポートで迅速な運営が可能

国家温度標準にトレーサブルな信頼性の高い国産のサーモグラフィカメラを簡単にご利用いただくために4種類のレンタルプランをご用意しました。

■ イベントパック

店舗・施設など簡単に設置可能な基本機材の5点セット



[一人づつでも、大勢でも非接触で体表面温度を測定可能です]

■ セキュリティパック

セキュリティも重要視する企業向け入退室監視セット



[顔認識+マスク着用検知でリアルタイムの監視・録画が可能です]

レンタル料金プラン	レンタル期間			
	7日間	14日間	30日間	60日間
イベントパック1	73,500	132,500	238,000	428,500
イベントパック2	94,500	170,000	306,000	551,000

イベントパック1は25°, パック2は50°のカメラとなります。 単位:円

税別, 運送費は別途

レンタル料金プラン	レンタル期間			
	7日間	14日間	30日間	60日間
セキュリティパック1	118,000	212,500	383,000	689,500
セキュリティパック2	139,000	250,500	451,000	812,000

セキュリティパック1は25°, パック2は50°のカメラとなります。 単位:円

税別, 運送費は別途

レンタル機材の主な仕様

形式	CPA-L25TV	CPA-L50TV
視野角(水平×垂直)	25°(25°×19°)	50°(50°×37°)
解像度(水平×垂直)	320 x 240 (76,800画素)	
測定温度範囲	0~50℃	
測定温度誤差	±0.5℃以内	
フレームレート	60Hz	
画像処理	顔認識機能, 体温推定機能, アイソサーモ	
映像出力	アナログRGB (VGA端子)	
電源	24V DC(警報ユニットIIから供給)	
警報ユニットII	発熱警報灯, ブザー, Wi-Fi通信	
設定用ノートPC※	Windows10, ブラウザ使用, Wi-Fi通信	

※貸出し機種は表記のOSや仕様と異なる場合があります。

可視画像カメラ	
視野角(水平×垂直)	16:9 33°~105°×19°~56°
解像度	510万画素
焦点距離	0.3m~∞
フレームレート	30Hz
ネットワークディスクレコーダ	
搭載HDD	1TB
映像出力	NTSC 1系統, HDMI 1系統
ネットワーク	10BASE-T/100BASE-TX RJ45コネクタ
AI機能	顔照合, マスク着用検知
録画・再生機能	熱画像カメラ+可視画像カメラで約4週間

■ レンタル約款

第1条 (総則)

本約款は、レンタルパンフレットに記載のサーモグラフィカメラに関して、株式会社ナー (貸貸人) およびお客様 (賃借人) との間で成立するレンタル契約に適用される。ナー販売代理店経由でレンタル契約の場合もこの約款を適用する。代理店は賃借人と共に各条項の義務を負う。

第2条 (差注・契約変更・キャンセル)

- 賃借人は、貸貸人が申込みを受諾した場合、貸貸人指定の注文書兼支払条件確認書を賃借人に交付(電子メール可)する。
- 賃借人が前項により注文書兼支払い条件確認書を交付した後に、注文をキャンセルまたは若しくは契約内容を変更した場合は、賃借人は所定のキャンセル料を支払うものとする。

第3条 (レンタル期間)

レンタル期間は、賃借人が申込み、貸貸人が承諾した期間とする。なお、レンタル期間は物件を引渡した日より起算する。

第4条 (レンタル期間の延長)

レンタル期間満了日より5日間以上前に賃借人からレンタル期間延長の申し出があった場合、賃借人に本レンタル約款の違反が無く、その他レンタルを妨げる特段の事由が無い限り賃借人はこの申し出を承諾するものとし、以降繰り返し延長する場合も同様とする。

第5条 (レンタル料金)

- レンタル料金は別途定める価格表の金額とする。ただし、価格表とは別にレンタル料金を定めた場合はその定めに従う。
- 賃借人は、賃借人からの請求書に基づき、期限までに賃借人の指定する銀行口座に振込みにより支払うものとする。

第6条 (引渡し)

賃借人は賃借人に対し、レンタル物件を賃借人の指定する日本国内での使用場所にて引渡すものとする。

第7条 (不可抗力)

- 天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他賃借人の責に帰すべき事由によらないレンタル契約の履行遅延または履行不能については、賃借人は何ら責任を負担しない。
- 前項の場合、賃借人はレンタル契約の全部または一部を変更または終了することができる。この場合賃借人は、賃借人の指示内容に従う。

第8条 (担保責任)

- 賃借人は賃借人に対し、引渡し時においてレンタル物件が正常な機能を備えていることのみを担保し、レンタル物件の商品性または賃借人の使用目的への適合性については担保しない。
- 賃借人がレンタル物件の修理を受けた後、2日以内にレンタル物件の性能の欠陥について通知しなかった場合、レンタル物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引渡されたものとみなす。
- 物件にデータ(電子的情報)が記憶されている場合、賃借人は自らの責任と費用負担によりそのデータを消去して、賃借人に返却する。万一、賃借人が消去しなかったデータが漏洩したとしても、賃借人は一切の責任を負わない。

第9条 (レンタル物件の取り替え)

- レンタル物件の引渡し後、賃借人の責に帰すべき事由によらず、レンタル物件が正常に作動しなくなった場合は、賃借人はレンタル物件を修理または取り替えるものとする。
- 前項のレンタル物件の修理または取替に過大な費用または時間を要する場合、賃借人はレンタル契約を解除することができる。この場合、賃借人は、賃借人から受領済みの残レンタル期間分に相当するレンタル料を日割りで返還するものとする。
- 前項の解除に伴う賃借人の責任は、前項のレンタル料返還義務を全てとする。

第10条 (レンタル物件の使用保管)

- 賃借人は、レンタル物件を、細心の注意をもって使用・保管し、これに要する費用は賃借人の負担とする。
- 賃借人は、事前に賃借人の承諾を得なければ、次の行為をすることができない。
 - レンタル物件の使用・保管場所を移動すること。
 - レンタル物件を第三者に譲渡・転貸、または改造すること。
 - レンタル物件に添付されている標識(ラベルなど)を除去、または汚損すること。
 - レンタル物件について賃借人および譲渡担保権、その他レンタル物件の所有権並びに賃借人の権利の行使を制限する一切の権限を設定すること。
- 賃借人は、レンタル物件について他から強制執行その他法的・事実的侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを賃借人に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとする。

第11条 (レンタル物件の滅失・毀損)

賃借人の責に帰すべき事由により、レンタル物件を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む)、また毀損(所有権の侵害を含む)した場合、賃借人は賃借人に対し、代替物件(新品)の購入代金相当額、またはレンタル物件の修理代相当額を支払い、なお賃借人に損害があるときはこれを賠償する。

第12条 (レンタル物件の輸出・海外持出し禁止)

賃借人はレンタル物件を日本国内においてのみ使用し、決して輸出および海外への持出しをしない。

第13条 (ソフトウェアの複製等の禁止)

- 賃借人は、レンタル物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品(以後、ソフトウェアという)に関し、次の行為を行うことはできない。
- 有償・無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡、または第三者のために再使用権を設定すること。
 - ソフトウェアをレンタル物件の使用以外の目的に利用すること。
 - ソフトウェアを複製すること。
 - ソフトウェアを変更または改作すること。

第14条 (物件の保険)

- レンタル物件に保険事故が発生した場合、賃借人は賃借人に対し、直ちにその旨を通知するとともに、賃借人が第三者に対して行う保険金請求手続きに必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとする。
- 賃借人が前項の義務を履行し保険金が支払われた場合、賃借人は賃借人に対し、第11条の賠償義務について、支払われた保険金の限度でその義務を免除する。ただし、賃借人が前項の通知義務・交付義務を怠ったとき、またはレンタル物件の滅失・毀損が、賃借人の故意または重大過失によるときはこの限りでない。

第15条 (解約)

賃借人は、レンタル期間中、いつでもレンタル契約を解除することができる。なお、この場合、賃借人は、レンタル物件の引渡し前に解除した場合、またはレンタル期間中にレンタル物件を返還した場合といえども、賃借人に支払い済みのレンタル料の返還を請求することができないものとし、また、未払いの残レンタル期間分のレンタル料を賃借人に対して直ちに支払うものとする。

第16条 (賃借人からの解約)

賃借人は特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に賃借人に通知の上、物件を賃借人の指定する場所に返還して、レンタル契約を解約する事が出来る。但し、この場合のレンタル料金の計算にについては、第5条第2項但し書きによる。

第17条 (賃借人からの解約)

- 賃借人は、レンタル物件に本約款第8条第1項に定める性能の欠陥がある場合及びレンタル物件が正常に作動しなくなった場合において、いずれの場合においても賃借人が物件の修理または取り替えに過大な時間または費用を要することを賃借人に通知したときは、直ちに当該レンタル物件に係るレンタル契約を解約することができる。この場合、賃借人は、当該レンタル契約に係る受領済みのレンタル料を賃借人に対して返還するものとする。
- 前項の解除に伴う賃借人の責任は、前項のレンタル料返還義務を全てとする。

第18条 (義務不履行)

- 賃借人が次の各号のいずれかに該当した場合、賃借人はレンタル契約を解除することができる。なお、この場合、賃借人は未払いレンタル料金その他賃借人に対して負う金銭債務のすべてにつき期限の利益を喪失し、賃借人に対して未払いレンタル料金を含む全ての金銭債務を直ちに支払い、賃借人になお損害があるときはこれを賠償する。
 - レンタル料金の支払いを1回でも遅延したとき、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。
 - 支払停止、または手形・小切手を1回でも不渡りにしたとき。
 - 保全処分、強制執行、差押処分を受けたとき、または破産・会社更生・特別清算・民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申立てがあったとき。
 - 事業を休止、廃止したとき、または会社を解散したとき。
 - 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると賃借人が合理的に判断したとき。
- 賃借人に債務不履行が生じた場合に、賃借人が負う損害賠償額は、事由の如何(賃借人の過失・重大過失の有無を含むがこれに限らない)を問わず、当該レンタル契約の月額レンタル料金を上限とする。

第19条 (レンタル物件の返却)

- レンタル期間の満了・解除・解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、賃借人は賃借人に対し、直ちにレンタル物件を賃借人の指定する場所に返還するものとする。
- 賃借人が前項の義務の履行を怠った場合、賃借人は賃借人に対し、レンタル期間の終了翌日からレンタル物件の返還日まで、当該期間に係るレンタル料相当額の損害金を支払うものとする。

第20条 (支払遅延損害金)

賃借人がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、賃借人は賃借人に対し、支払い期日の翌日より済済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第21条 (消費税等の負担)

賃借人は賃借人に対し、それぞれのレンタル料金に係る税法所定の税率による消費税額、地方消費税額をレンタル料金に付加して支払うものとする。

第22条 (引渡し・返還の費用負担)

レンタル物件の引渡し時の輸送費等の諸費用は賃借人が負担し、返還に関わる運送費等の諸費用は、賃借人の負担とする。

第23条 (裁判管轄)

本約款に関する紛争は、訴訟に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24条 (特約事項)

レンタル契約について、別途書面により特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体になり、レンタル契約を補充および修正するものとする。

第25条 (避難指示区域に関する特約)

- レンタル物件の引渡し、設置、使用および保管は、日本国政府が定める避難指示区域(以下避難指示区域という)を除く場所で行うものとする。
- 前項にかかわらず、レンタル物件の引渡し、設置、使用および保管が避難指示区域内の場所で行われた場合、賃借人は、第15条第1項に基づきレンタル物件の返還を、賃借人が指定する避難指示区域外の場所(以下「指定返還場所」という)で行うものとする。なお、レンタル物件の指定返還場所までの移動は、賃借人の責任と費用負担により行うものとする。レンタル物件を取り替える場合も同様とする。
- 前項に基づき賃借人が賃借人に対してレンタル物件を返還する場合、賃借人自身の責任と費用負担により、表面放射線測定(β線)による放射線測定検査を実施するものとし、実施した結果および以下の項目について、賃借人の当該検査に係る責任者をして確認させ、記者、検印のうえ書面に賃借人に通知するものとする。

第26条 (損害賠償)

賃借人の故意による場合を除き、事由の如何(過失・重大過失の有無を含むがこれに限らない)を問わず、賃借人がレンタル契約または本約款に違反したこと起因または関連して賃借人に損害を与えた場合において賃借人の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害(逸失利益や休業損害を含む)は含まないものとし、また、当該レンタル契約に定めるレンタル料金の月額を上限とする。

第27条 (反社会的勢力の排除)

- 賃借人は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとする。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下これを暴力団員等という)。
 - 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
 - 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係にある者。
 - 暴力団員等の資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
- 賃借人は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - 暴力的または他意による責任を超えた不当な要求行為。
 - 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて賃借人の信用を毀損し、または賃借人の業務を妨害する行為。
 - その他他前各号に準ずる行為。
- 賃借人が前2項に違反したときは、賃借人は、何ら催告なく直ちに賃借人とのすべての契約(レンタル契約を含むがこれに限らない)を解除することができるものとする。なお、本項の解約により賃借人に損害が生じた場合といえども、賃借人は何らの責任も負わないものとする。また、賃借人は本項の解約により賃借人が被った全損害及び負担した費用を賠償するものとする。

第28条 (個人情報)

賃借人は、賃借人が別途定めるプライバシーポリシーに従って、賃借人の個人情報を取得、利用、第三者提供、その他の管理を行うことを承諾するものとする。

附 則 (発行日)

本約款の施行は、2020年12月1日からとする。

2020年10月30日初版

株式会社ナー 久事業所
〒346-0028 埼玉県久喜市河原井町18

この資料の掲載内容は2021年2月現在のものです。予告なく仕様が変更となる場合があります。

株式会社 **ナー**

東日本支店 〒173-8632 東京都板橋区熊野町32-8
☎ 03(3956)2205(代)
FAX 03(3956)2477

大阪支店 〒564-0063 大阪府吹田市江坂町 1-23-101
(大同生命江坂ビル)
☎ 06(6385)7031(代) FAX 06(6386)7202

名古屋支店 〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野 1-47-71
(名古屋国際センタービル)
☎ 052(581)7595(代) FAX 052(561)2683